

議第131号

滋賀県税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県税条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第66条第1項第1号中「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

付則第8条第14項中「第20条第2項」を「第18条第2項」に、「第19条第2項第3号」を「第17条第2項第3号」に、「第2条第12項第7号」を「第2条第11項第7号」に改める。

付 則

この条例中第66条第1項第1号の改正規定は大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和2年法律第39号）の施行の日から、付則第8条第14項の改正規定はこの条例の公布の日または中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。